

工事監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による工事監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の対象

(1) 富山市ブルーバール広場（ゾーンC）再整備工事

ア 所 管	建設部 道路整備課
イ 工事場所	富山市奥田新町地内
ウ 契約日	令和5年6月30日
エ 工 期	令和5年7月3日～令和6年3月15日
オ 契約金額	260,700,000 円
カ 請負業者	日本海建興・角地建設富山市ブルーバール広場（ゾーンC） 再整備工事共同事業体
キ 工事概要	敷地造成工 N=1 式 植栽工 N=1 式 グラウンド・コート整備工 N=1 式 給水整備工 N=1 式 無散水消雪管工 N=1 式 雨水排水設備工 N=1 式 電気設備工 N=1 式 園路広場整備工 N=1 式 サービス施設整備工 N=1 式 管理施設整備工 N=1 式 公園施設等撤去工 N=1 式 仮設工 N=1 式

(2) 割山森林公園天湖森整備（その3）工事

ア 所 管	農林水産部 農林事務所農地林務課
イ 工事場所	富山市割山外地内
ウ 契約日	令和5年7月6日
エ 工 期	令和5年7月7日～令和6年3月11日
オ 契約金額	92,840,000 円

カ 請負業者	宮口建設株式会社
キ 工事概要	基盤整備工 N = 1 式
	電気設備工 N = 1 式
	園路広場整備工 N = 1 式

2 監査の着眼点及び実施内容

工事の設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査を実施した。

なお、監査には、工事技術に関する専門知識を必要とするので、公益社団法人大阪技術振興協会と工事監査技術調査業務委託契約を締結し、設計及び施工の技術面での調査を委託した。

監査の実施に当たっては、対象工事の所管課から監査資料及び設計図書等関係書類の提出を求めるとともに、関係職員及び工事施工業者から説明を求め、書類監査及び実地監査を行った。

3 監査の日程

令和5年10月10日から令和5年11月9日まで

4 監査の実施場所

- (1) 監査室
- (2) 各工事現場

5 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認める。

6 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 建設部 道路整備課

当該工事を含む広場空間の再整備事業に伴い、従来の歩道部分は道路区域から除外され、道路法及び道路交通法が適用されない状態となった。しかし、歩道としての構造形式は維持しており、グリーンスローモビリティ、自転車、軽車両等の交通機能を維持する必要がある。これらの点を踏まえ、富山市ブルーバール広場の適切な利用促進のため、広場利用者、歩行者の安全が確保されるよう、また、グリーンスローモビリティ、自転車や軽車両、キックボード等の安全な通行が確保されるよう対応を検討されたい。

(2) 農林水産部 農林事務所農地林務課

割山森林公園天湖森整備（その3）工事では、設計内容の変更指示が多く行

われている。工事検査課の定める設計変更事務取扱要領において、一定の金額を下回る軽微な変更については指示によることもできるとされているが、これら多数の変更指示は軽微な変更に該当しない恐れがあるので、変更金額を把握するなどして、必要な場合は適切に契約変更されたい。

また、設計内容を大きく変更する場合は、本来事前に契約変更を行うべきであり、受注者とのトラブルや第三者の誤解を避けるためにも、より慎重な対応に努められたい。